

(案)

沖縄県庁総合案内業務委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) と ○○○○ (以下「乙」という。) とは、沖縄県庁総合案内業務の実施に伴う業務委託について、次の条項により契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、沖縄県庁総合案内業務 (以下、「委託事業」という。) の実施を委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務内容および実施方法)

第2条 甲が乙に委託する業務内容は、別紙の仕様書によるものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、別紙の仕様書に基づき、誠実に委託事業を実施しなければならない。

3 別紙の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託事業の期間)

第3条 委託事業の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託事業に対する委託料として、下記の額を乙に支払うものとする。「うち消費税及び地方消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

契約金額	委託料	円	うち消費税及び地方消費税	円
契約金額の内訳				
令和6年度	委託料	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和7年度	委託料	円	うち消費税及び地方消費税	円
令和8年度	委託料	円	うち消費税及び地方消費税	円

ただし翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(実施計画書)

第5条 乙は、事業実施前に実施計画書を提出し、これに基づき委託業務を実施する。

(進捗状況の報告等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(委託事業内容の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、委託事業の契約内容を変更し、あるいは

この契約の履行を中止、又は打ち切ることができる。

- 2 前項の規定により、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

#### (計画変更の承認)

第8条 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（収支予算書で定める各費日間の20パーセント以内の流用）である場合。
  - (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合。
- 2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

#### (損害の負担)

第9条 委託事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

#### (業務実績報告書)

第10条 乙は、業務完了後、年度の委託業務の実施状況に係る報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書が適正と認めたときは、委託業務の完了確認を行い、乙に通知するものとする。報告書の確認に当たり必要があるときは、業務責任者の説明を求めることができる。

#### (委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項の完了確認に合格したときは、甲に対し、代金の支払いを請求することができる。

- 2 前項の確定額は、業務委託の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。
- 3 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から30日以内に乙に対して当該請求額を支払うものとする。

#### (委託料の概算払)

第12条 乙は、前項の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、委託料の概算払いを甲に請求することができる。

#### (契約保証金)

第13条 契約保証金は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、契約金額を36月で除して得た額に12を乗じて得た額（1年分の契約額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 1 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約

を締結し、その証書を提出する場合。

- 2 競争入札に参加しようとする者が、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（不可抗力等による事業の中止等）

第14条 甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、乙が受託した事業を遂行することが困難であると認めるときは、契約を解除し、又は委託した事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 2 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止を甲に申し出て、甲と協議の上、契約を解除することができる。
- 3 甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の内容を変更する必要がある場合、甲乙協議の上、仕様書に記載された委託事業の内容を変更し、契約を変更することができる。
- 4 第1項及び第2項に基づいて契約を解除した場合、甲乙協議の上、甲は直ちに委託料の精算を行い、既に支払った委託料がある場合は、その全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（甲による契約の解除及び違約金）

第15条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託事業の期限までに委託業務を完了しないとき又は委託事業の期限までに委託業務を完了する見込みがないとき又は甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (5) 乙が第21条第3項により契約の一部を第三者に委任、又は請け負わせ、当該第三者が次に挙げた一に該当するとき、本契約を解除することができる。

ア 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると知りながら、当該第三者と契約を締結したとき。

イ 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると判明し、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙が従わなかったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

#### (乙による契約の解除)

第16条 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議の上、契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

#### (履行遅滞の場合における違約金)

第17条 甲は、乙が委託事業の期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託金額につき、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第109条で定める割合で計算した額の違約金を徴収するものとする。

- 2 前項の違約金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

#### (秘密の保持)

第18条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
- 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

#### (著作権)

第19条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、乙の費用をもって処理するものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第20条 乙は、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第21条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託業務仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- 4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせたとき、当該第三者が排除対象者（第15条第1項第4号に該当する者）であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。
- 5 乙は、第3項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の契約の解除及び違約金については、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第22条 甲は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、民法の定めるところにより、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

（関係書類の整備）

第23条 乙は、委託業務に係る経費及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（疑義の協議）

第24条 この契約に定めのない事項及び契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（管轄裁判所）

第25条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所 ○○○○○  
氏 名 ○○○○○

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

#### (目的外、利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約の業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (業務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託した場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第10 乙は、この契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。